

地方税制改正（案）の概要等について

市民税課、資産税課

1. 政策等の背景

令和7年度（2025年度）地方税制改正に伴い、地方税法などの関連法案については、令和7年（2025年）3月中に公布される予定となっており、その主な内容等について報告するものです。

2. 内容

（1）地方税制改正（案）の概要について

① 個人住民税の控除等の見直しについて（令和8年度（2026年度）から適用）

ア 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額について、65万円（現行55万円）に引き上げます。

イ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が以下の表のとおり段階的に逡減する仕組みを導入します。

子等の合計所得金額 (給与収入に換算)	控除額	子等の合計所得金額 (給与収入に換算)	控除額
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円	110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円	115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円	※ 給与収入は給与所得控除65万円として算出	

ウ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得に係る要件及びひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を58万円（現行48万円）に引き上げます。

給与収入に換算すると123万円（現行103万円）になります。

エ 勤労学生控除の引上げ

勤労学生の前年の合計所得要件を 8 5 万円（現行 7 5 万円）に引き上げます。

給与収入に換算すると 1 5 0 万円（現行 1 3 0 万円）になります。

② 固定資産税に係る生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長について（令和 7（2025年）年 4 月 1 日以降取得分から実施：課税は令和 8 年度（2026年度）から適用）

中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を 2 年に限り延長します。

③ 軽自動車税（種別割）に係る二輪車の車両区分の見直しについて（令和 7 年度（2025年度）から適用）

総排気量 1 2 5 c c 以下で最高出力を 4 . 0 k w（5 0 c c 相当）以下に制御したバイクに係る軽自動車税（種別割）の税率を 2 , 0 0 0 円（5 0 c c 原付と同額）とします。

※現行の 5 0 c c 原付バイクは、令和 7 年 1 1 月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売が困難となります。

(2) 減免申請の見直しについて（令和 7 年度（2025年度）から適用）

行政サービス向上の観点から、令和 7 年度（2025年度）より固定資産税及び軽自動車税（種別割）において、生活保護受給者等、現在減免を受けている者について、その内容に変更が無いことが確認された場合、次年度の減免申請手続きを不要とするものです。

3. 実施時期等

令和 7 年（2025年） 4 月 1 日（個人住民税の控除等の見直しについては令和 8 年（2026年） 1 月 1 日）

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 計画の推進に向けた基盤づくり

施策目標 3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

- ・ 地方税法
- ・ 枚方市税条例

6. その他

令和7年度税制改正に関する項目のうち、緊急を要するものは令和7年3月緊急議会に、それ以外のものについては令和7年6月定例会に枚方市税条例改正案を提出予定。

固定資産税及び軽自動車税種別割の減免申請の見直しについては、令和7年3月定例会に枚方市税条例改正案を提出予定。